

委託業務特記仕様書（令和3年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満の土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2005100400079/>

（ウィークリースタンス）

- 第5条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(Web会議)

第6条 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

樋門無動力化詳細設計業務 特記仕様書

第1章 業務目的

本業務は、津波浸水想定区域内に位置する徳島県南部総合県民局（美波庁舎）管内の月輪樋門（日和佐川右岸）及び永田樋門（日和佐川左岸）について、津波発生時（計画津波対象）及び洪水時に人為的な操作を伴わず無動力で開閉するゲート形式への改築（以下、「無動力化」）することを目的に、樋門無動力化の詳細設計を実施するものである。

【樋門諸元】

月輪樋門断面：φ 600 1連

永田樋門断面：高さ 2.0m × 幅 2.5m 1連

第2章 準拠指針等

本業務を遂行するに当たり使用する準拠指針等は以下の最新版のものとする。

- ・ 徳島県設計業務共通仕様書
- ・ 改訂 解説・河川管理施設等構造令
- ・ 河川砂防技術基準 調査・計画・設計編
- ・ 柔構造樋門設計の手引き
- ・ 樋門・樋管のゲート形式検討の手引き（案）
- ・ ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）
- ・ その他必要と思われる図書等

第3章 貸与する図書

- ・ 樋門無動力化検討業務報告書
- ・ 樋門施設台帳
- ・ 樋門点検業務報告書
- ・ その他必要と思われる資料

受注者は、貸与資料を適切な管理のもと保管し、本業務の終了後または監督員からの返却の指示があった場合には速やかに資料を返却しなければならない。

第4章 業務内容

業務内容は、以下のとおりとする。

(1) 設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、「徳島県設計業務共通仕様書 第1111条 業務計画書 第2項」に示す事項について業務計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(2) 現地踏査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、現況施設の状況、予定地周辺の河川の状況、地形、地質、近接構造物及び土地利用状況・河川の利用形態等を把握し、合わせて工事用道路、仮排水路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。

なお、現地調査（測量、地質調査、既設構造物調査等）を必要とする場合は、その理由を明らかにし、調査内容について調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

(3) 基本事項の決定

1) 基本条件の確認

受注者は、設計図書の設計条件、貸与資料および現地踏査の整理結果をもとに、詳細設計を行うために必要な諸条件について確認し、整理するものとする。

2) 基本諸元の検討

受注者は樋門の無動力化を実施するためのゲート形式について検討を行うものとする。

3) 設計条件の設定

受注者は、構造検討に必要な荷重条件、自然・地盤条件、施工条件などの設計条件を設定する。

4) 構造検討

受注者は、基本諸元の検討結果を基に、基礎工、本体工、ゲートの構造形式を検討・決定するものとする。

(4) 構造設計

1) 本体工

受注者は、基本事項の決定の結果を基に、安定計算、構造計算を行い、構造詳細図、配筋図等を作成するものとする。

2) ゲート工

受注者は、基本諸元の検討結果を基に構造計算を行い、一般図を作成するものとする。

3) 高水護岸・低水護岸及び土工

高水護岸・低水護岸及び根固め工、川表取付水路の構造及び使用すべき材料の選定と、必要に応じて安定計算、構造計算を行い、平面図、横断図、縦断図、構造詳細図を作成するものとする。また、掘削、盛土及び埋戻等の土工図を作成するものとする。

(5) 施工計画

受注者は、当該工事で必要となる既設構造物の撤去、当該工事で必要となる仮締切の構造・撤去等の工事の順序と施工方法を検討し、最適な施工計画案を策定するものとする。

なお、寸法の表示は、構造物の概要が判断できる主要寸法のみとする。

(6) 仮設構造物設計

受注者は、施工計画により必要となる仮設構造物（仮締切、仮排水路、工事用道路及び山留工等）の規模、構造諸元を近接構造物への影響も考慮して、水理計算、安定計算及び構造計算により決定し、仮設計画を策定するものとする。

(7) 数量計算

受注者は、「徳島県設計業務共通仕様書 第 1211 条 設計業務の成果(4)」に従い数量計算を実施し、数量計算書を作成するものとする。

(8) 照査

照査技術者は、「徳島県設計業務共通仕様書 第 1107 条 照査技術者及び照査の実施」に基づき、次に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

- 1) 設計条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集し、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- 2) 一般図を基に構造物の位置、断面形状、構造形式及び地盤条件と基礎形式の整合が適切にとれているかの確認を行う。また、埋設物、支障物件、周辺施設との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの確認を行う。

- 3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工方法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。
- 4) 設計計算、設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。また、設計・施工の合理化の観点から最小鉄筋量等構造細目についても照査を行い、基準との整合を図る。特に、構造物相互の取り合いについて整合性の照査を行う。

(9) 報告書作成

受注者は、業務の成果として、「徳島県設計業務共通仕様書 第 1211 条 設計業務の成果」に準じて報告書を作成するものとする。

第 5 章 打合せ協議

打合せ（対面）の回数は、下記の 4 回を予定している。

- 1) 業務着手時
- 2) 中間打合せ（2 回）
- 3) 成果物納入時

第 6 章 成果品

成果品は次のとおりとする。

- | | |
|------------|---------------|
| 報告書（電子データ） | : 2 部（CD-R 等） |
| 報告書（A4 版） | : 1 部（ワープロ製本） |